



発行  
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………  
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 開発行為に関する工事完了（三件）……………  
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………  
……………（東京都収用委員会）…

告示

●東京都告示第千四百七十六号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年十二月八日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

千代田区内幸町二丁目二番一から同番六まで、四番一から同番五まで、  
令和二年十一月二十四日

同番九から同番十一まで、六番一から同番四まで、同番六、八番一、十番一、同番二、十二番二、同番三、十四番一及び同番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千四百七十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第百四十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月八日

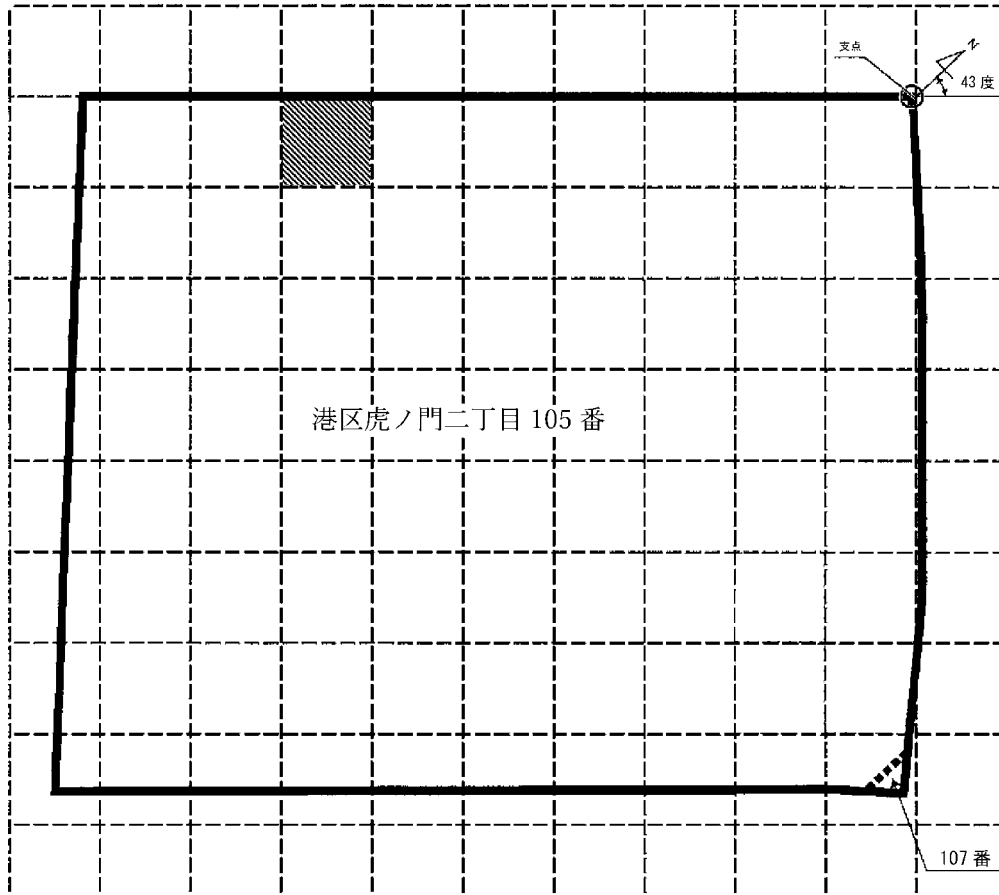
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区虎ノ門二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- ⋯ 筆境界

支点  
支点は、港区虎ノ門二丁目105番の最北端とする。

格子の回転角度(43度43分44秒)  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
日野市新町一丁目十七番九か  
西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東大和市芋窪六丁目千三百七十四番地  
東大和市芋窪六丁目千三百一及び千三百九番十一の各一部並びに千三百十六番三(第三工区)  
許可を受けた者の住所及び氏名  
荒畑 幸次  
日野市東平山三丁目十三番三、小平市鈴木町一丁目四百七同番五から同番七まで及び同 十二番地四十

番十の各一部、同番十六並びに同番二十二から同番二十五まで及び同番二十八の各一部  
 武蔵村山市学園一丁目四十番一

誠賀建設株式会社  
 代表取締役 加賀美 誠  
 東大和市上北台一丁目四番地の十七  
 株式会社クライスコーポレーション  
 代表取締役 丸身 忠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和二年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称  
 許可を受けた者の  
 住所及び氏名

狛江市中和泉五丁目四百六番一の一の部、同番九、同番十及び四百十番四  
 立川市高松町一丁目三十番十一号  
 株式会社ノーヴァ・アソシエイツ  
 代表取締役 濱中 敏之

小平市花小金井南町三丁目三十一番十三  
 長崎県長崎市東町千九百五十三番地四  
 社会福祉法人おひさま会  
 理事長 吉岡 充子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、  
 公告する。

令和2年12月8日

東京都収用委員会  
 会長 加々美 光子

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和2年11月27日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都港区 高輪二丁目	82番62	宅地	m <sup>2</sup> 29.61	m <sup>2</sup> 29.61	m <sup>2</sup> 29.61	松山ビル株式会社	東京都港区高輪 二丁目20番30号				
	82番63	宅地	150.05	150.05	150.05						
	82番76	宅地	3.86	3.87	3.87						

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)  
三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

